

鳥取県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（集落基盤整備事業（基幹水利施設保全型）大井手地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成23年5月24日から同年6月13日まで
- 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。